

JATDプロダンス教師認定試験及び昇級試験等の実施細則

(ボールルームダンス)

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は一般社団法人日本舞踏教師協会(以下「当協会」という。)が行うペアダンス(以下「ダンス」という。)のダンスを正規に教授する能力を有する者(以下「JATD プロダンス教師」という。)の認定試験及び昇級試験の実施等について定めることを目的とする。

(JATD プロダンス教師認定試験)

第2条 当協会は、JATD プロダンス教師を養成するため、JATD プロダンス教師認定試験(以下「認定試験」という。)を行う。認定試験は集合講習と考査とする。

(JATD プロダンス教師昇級試験)

第3条 当協会は、JATD プロダンス教師の技能及び知識の向上を図るため、JATD プロダンス教師昇級試験(以下「昇級試験」という。)を行う。昇級試験は昇級集合講習と昇級考査とする。

(技術認定級)

第4条 当協会の認定する技術認定級は、一般社団法人日本舞踏教師協会の組織等に関する規則(以下「組織等に関する規則」という。)第12条の通りとする。ただし、正会員については、他団体との混同を避けるため技術認定級の後ろに JATD を記して表すこととする。

第2章 実施機関

(資格認定局)

第5条 認定試験、昇級試験及び当協会が行う資格認定の円滑な実施を図るため、資格認定局を置く。

2 資格認定局は、組織等に関する規則第5条の通り各部、各課及び各委員会をもって構成する。

3 資格認定局の局長、副局長は理事会の推薦に基づき、会長がこれを任命する。

(プロダンス教師試験審査委員会)

第6条 資格認定局にプロダンス教師試験審査委員会を置き、JATD プロダンス教師認定試験及び昇級試験の実施についての一切の業務を行う。

2 プロダンス教師試験審査委員会の各課の担当業務は次の通りである。

イ) 審査員管理課

認定考査及び昇級考査における審査員の管理業務及び人選、派遣等の業務を行う。

ロ) プロダンス教師認定試験講師管理課

JATD プロダンス教師認定試験を担当する講師の管理業務及び人選、集合講習進行員並びに講習管理

官の選任を行う。

ハ) 考査管理課

認定考査及び昇級考査を適正かつ円滑に行うための管理業務及び考査進行員、並びに考査管理官の選任を行う。

ニ) 考査問題作成管理課

認定試験における考査問題、集合講習に使用する受験者用テキスト等、また各種考査問題等作成及び管理する業務を行う。

ホ) 採点管理課

筆記考査の採点を行い、実技、筆記、面接の各採点結果を資格認定局局長に提出する業務を行う。

(講習管理官)

第7条 認定試験及び昇級試験の集合講習を適正かつ円滑に実施するため、講習管理官を置き、講習講師の管理を行う。

- 2 講習管理官は、エグザミネーJATD の資格を有する者でプロダンス教師認定講習講師管理課が選任し、会長が任命したものがこれにあたる。
- 3 講習管理官は、認定試験及び昇級試験等の実施に関して、プロダンス教師認定講習講師管理課の監督に服し、その適正かつ円滑な実施に努める。
- 4 講習管理官は、認定試験及び昇級試験の実施に関して、血縁関係あるいは師弟関係にあるものが受験する時は、その任に就くことができないものとする。

(認定試験・昇級試験講師)

第8条 認定試験及び昇級試験の集合講習を適正かつ円滑に実施するため、認定試験・昇級試験講師を置き集合講習の講師を行う。

- 2 認定試験及び昇級試験の講師は、エグザミネーJATD の資格を有する者でプロダンス教師認定試験講師管理課が選任し、会長が任命したものがこれにあたる。
- 3 講師は、認定試験及び昇級試験の実施に関して、血縁関係あるいは師弟関係にあるものが受験する時は、その任に就くことができないものとする。

(集合講習・考査進行員)

第9条 認定試験及び昇級試験を適正かつ円滑に実施するため、集合講習・考査進行員を置き、司会進行を行う。

- 2 集合講習進行員は、プロダンス教師認定講習講師管理課が選任し、会長が任命する。また、考査進行員は考査管理課が選任し、会長が任命する。

(考査管理官)

第10条 認定試験及び昇級試験の考査を適正かつ円滑に実施するため、考査管理官を置き実技考査及び筆記考査等の管理を行う。

- 2 考査管理官は、考査管理課の命を受け、認定試験の考査及び昇級試験の考査の監督を行う。公正な審査が

行われるよう考査審査員の監督も行う。

- 3 考査管理官は、エグザミナーJATD の資格を有する者で考査管理課が選任し、会長が任命したものがこれにあたる。
- 4 考査管理官は、認定試験及び昇級試験の実施に関して、血縁関係あるいは師弟関係にあるものが受験する時は、その任に就くことができないものとする。

(考査審査員)

第11条 認定試験及び昇級試験の考査を適正かつ円滑に実施するため、考査審査員を置き、実技考査及び筆記考査等の審査を行う。

- 2 考査審査員は、エグザミナーJATD の資格を有する者で審査員管理課が選任し、会長が任命したものがこれにあたる。
- 3 考査審査員は、認定試験及び昇級試験等の実施に関して、血縁関係あるいは師弟関係にあるものが受験する時は、その任に就くことができないものとする。

(考査補助員)

第12条 考査補助員は、メンバーJATD 以上の技術認定級を有する者とする。

(採点)

第13条 採点は2名で行う。エグザミナーJATD の資格を有する者で採点管理課が選任し、会長が任命したものがこれにあたる。

- 2 認定試験の考査終了後に、考査管理官より本部に提出された筆記考査の採点を行い、実技、筆記、面接の各採点結果を資格認定局局長に提出する業務を行う。
- 3 採点者は認定試験及び昇級試験等の実施に関して、血縁関係あるいは師弟関係にあるものが受験した時は、その任に就くことができないものとする。

第3章 認定試験

(認定試験)

第14条 認定試験は当協会の指定を受けたものが行う。

- 2 集合講習の課程修了の際、ダンスの知識及び技能等について考査を行う。
- 3 考査は本部から派遣された考査管理官の立ち会いの下に、ダンスに関する知識及び技能等について、筆記考査及び実技考査によって行う。
- 4 認定試験に関しては、受験を希望する者すべてを公平に取り扱うものとし、受験の拒否、その他不適切な行為があったと認められる場合には、当協会は当該認定試験を無効とするほか、当該認定試験を実施した者については、以降の認定試験を実施させないことができる。
- 5 認定試験は、原則として年1回実施する。ただし受験希望者の状況により年2回実施することができるものとする。また、受験希望者が10名以下の場合、実施せざる事もある。実施日等は理事会及び各管区で定める。
- 6 認定試験の日時、場所、必要書類及び受験料等の告示は、集合講習は実施日の概ね3ヶ月前、考査の日時

は実施の4ヶ月前までに、本部及び各管区並びに各支部の事務所、ダンス教授所、ダンス関係紙上及び当協会ホームページ上において行う。なお、試験申込みの締め切りは集合講習実施日の概ね1ヶ月前とする。

(集合講習の方法等)

第15条 集合講習は、ダンスを正規に教授するために必要な適正、技能及び知識等について行う。

2 集合講習の項目及び時間は、別表1に掲げるとおりとする。

(認定試験の修了)

第16条 当協会は、第15条に定める考査において一定の成績を修めた合格者を、認定試験に合格した者(以下「認定試験修了者」という。)と認定する。

2 当協会は、前項に定める考査合格者について、その者が拒否しない限りアソシエイト JATD の技術認定級の JATD プロダンス教師として認定するものとする。

(認定試験受験資格)

第17条 認定試験を受けようとする者は、当協会にプロダンス教師資格登録されているプロダンス教師から60時間の研修を当協会の認定ダンス教授所において受けるものとする。研修を受けた場合には、その研修を受けたことを証明する別表2に示す書面(以下「研修記録表」という。)に必要事項の記入を受けるものとする。認定ダンス教授所外で講習を行う場合、あらかじめ当協会の認定ダンス教授所に申請し、研修記録の認証書の発行を受けなければならない。

2 前項に定める研修は、プロダンス教師がダンスの技能及び実技等を教授することによって行うものとし、教授に当たったプロダンス教師は、被研修者から研修記録への記入を求められた場合には研修記録表に、教授年月日、教授所及び教師の氏名等の必要事項を記入の上、押印するものとする。

3 受験資格年齢は、満18歳以上の者とする。ただし、18歳以上であっても高校在学中の者は除くものとする。

(考査の方法)

第18条 考査は、ダンスを正規に教授するために必要な適正、技能及び知識について、筆記考査及び実技考査を行う。

2 筆記考査は、①ダンスの理論と知識、②一般常識、③法規について行う。点数配分は別表3に掲げるとおりとする。

3 実技考査は、スタンダード4種目(ワルツ、クイックステップ、フォックストロット、タンゴ)及びラテン4種目(ルンバ、サンバ、パソ・ドブレ、チャチャチャ)について、リーディング又はフォローイングとソロ・デモンストレーションの実演によって行う。点数配分は別表4に掲げるとおりとする。

(筆記考査実施要領)

第19条 筆記考査は、考査管理官立会いの下に行う。

2 筆記考査の考査用紙(問題用紙を含む。)は考査開始時に考査管理官が開封する。

3 考査終了時、考査管理官が考査用紙を袋に入れて封印する。

(実技考査実施要領)

第20条 実技考査は、考査管理官立会いの下に行う。厳正に行うことに変わりはない。

- 2 実技考査の採点表は、考査開始時に考査管理官が開封する。
- 3 実技考査の考査審査員は、受験者1名につき1名以上とする。
- 4 考査終了時、考査管理官は採点表を袋に入れて封印する。

(考査用紙等の送付)

第21条 考査に立ち会った考査管理官は、考査終了後直ちに、考査用紙及び採点表を本部に持参か、又は送付するものとする。

(合格者の基準)

第22条 考査等の合格の基準は次のとおりとする。

筆記考査

- | | |
|------------|----------------|
| ①ダンスの理論と知識 | 105点以上(満点150点) |
| ②一般常識 | 35点以上(満点50点) |
| ③法規 | 70点以上(満点100点) |

筆記考査は、上記の3科目すべてについて合格点に達した場合に合格とする。

実技考査

- | | |
|------------------|----------------|
| ①リーディング又はフォローイング | 70%以上(満点1600点) |
| ②ソロ・デモンストレーション | 70%以上(満点1600点) |

- 2 筆記考査又は実技考査のうち、どちらかが合格点に達しない場合は、再考査扱いとなり、次回の考査、又は、次回の考査をやむを得ない事情で受験できない時は次々回に限り、当該考査の合格点に達した筆記考査又は実技考査を免除することができる。
- 3 筆記考査は合格点に達していない項目があった場合、全項目の再考査とし、実技考査は合格点に達していない項目の再考査とする。

(合格の通知)

第23条 考査の合否については、考査終了後概ね1ヶ月以内に受験者に通知する。

第4章 推薦による JATD プロダンス教師の認定

(推薦による JATD プロダンス教師の認定)

第24条 当協会は、ダンスを正規に教授する能力を有すると認められる者を JATD プロダンス教師と認定する。

- 2 前項の認定及び推薦は本人の申請をもって行う。
- 3 認定を受けようとする者は、別記(様式1)の申請書を当協会に提出しなければならない。

(推薦の基準)

第25条 次のいずれかに該当する者は、前条の定めによる JATD プロダンス教師の認定を申請することができる。

- ① 他団体にあつて、JATD プロダンス教師試験を未だ修了せざる者でなおかつ当協会に所属しようとする者で必要な審査に合格したる者。
- ② その他 JATD プロダンス教師(アソシエイト JATD の技術認定級)と同等もしくはそれ以上の知識及び技術を有すると認められる者。

第5章 移行

(移行)

第26条 他団体にあつて、ダンス教師の資格を取得したる者が、当協会に所属しようとする時は、入会金及び年会費を納めることにより当協会に移行できるものとする。なお、入会時の年会費は入会月から年度末までの月割りとし、入会月のおおよそ20日を過ぎての入会は翌月から年度末までの月割りした金額を納めるものとする。

2 その際の技術級認定に関しては、前団体の技術級と同等のJATDの技術認定級を与える。

第6章 昇級試験

(昇級試験)

第27条 ダンスの技能及び知識等の向上を図るため、昇級試験を行う。昇級試験は昇級集合講習と昇級考査とする。

- 2 昇級試験は、概ね年1回実施する。ただし受験希望者の状況により年2回実施することができるものとする。
- 3 昇級試験は、講習管理官及び考査管理官立ち会いの下に実施する。
- 4 昇級集合講習は、昇級考査実施日の概ね1ヶ月前に実施する。
- 5 告示は、第3章第15条6を準用する。

(昇級試験受験資格)

第28条 技術認定級の昇級試験の受験に必要な資格は、次のとおりである。

- ① メンバーJATD
アソシエイト JATD の資格を有する者。
- ② ライセンシエイト JATD
メンバーJATD の資格を有する者。
- ③ フェローJATD
ライセンシエイト JATD の資格を有する者。
- ④ エグザミネーターJATD
フェローJATD の資格を有するもので、フェローJATD 取得後概ね1年以上ダンス教授所あるいは、同等の営業所において勤務又は研修を受けた者。但し、1年に満たない場合でも、JATD プロダンス教師としての知識、技能、品格が優れているとして、資格認定局又は各管区の推薦を受けた者。

(昇級考査の方法)

第29条 昇級考査は、JATD プロダンス教師を指導するために必要なダンスの知識及び技能について行う。点数配分は、別表6に掲げるとおりとする。

2 学科考査、ダンス理論及び知識について口頭試問により行う。

3 実技考査

① メンバーJATD は、スタンダード4種目(ワルツ、クイックステップ、フォックストロット、タンゴ)及びラテン4種目(ルンバ、サンバ、パソ・ドブレ、チャチャチャ)について、リーディング又はフォローイングとソロ・デモンストレーションの実演によって行う。

② ライセンシエイト JATD、フェローJATD、エグザミナーJATD はスタンダード5種目(ワルツ、クイックステップ、フォックストロット、タンゴ、ヴェニーズ・ワルツ)及びラテン5種目(ルンバ、サンバ、パソ・ドブレ、チャチャチャ、ジャイヴ)について、リーディング又はフォローイングとソロ・デモンストレーションの実演によって行う。

(実技考査実施要領)

第30条 実技考査は、考査管理官立ち会いの下に、行う。

2 考査問題は、考査開始時に考査管理官が開封する。

3 考査審査員は、受験者1名につき1名以上とする。

4 考査に立ち会った考査管理官は、考査終了時、採点表を袋に入れて封印する。

(口頭試問実施要領)

第31条 口頭試問はダンス理論と知識について、教本より選定して行う。

(考査用紙等の送付)

第32条 考査に立ち会った考査管理官は、考査終了後ただちに、考査用紙及び採点表を本部に持参か、又は送付するものとする。

(合格の基準)

第33条 昇級考査は、審査員は1名以上とし、かつ以下の条件を満たした場合に合格とする。

I 学科点(口頭試問) 70%以上の得点(満点メンバーJATD800点、
ライセンシエイト JATD 以上1000点)

II 実技点(リーディング又はフォローイング) 70%以上の得点(満点メンバーJATD1600点、
ライセンシエイト JATD 以上2000点)

(ソロ・デモンストレーション) 70%以上の得点(満点メンバーJATD1600点、
ライセンシエイト JATD 以上2000点)

2 学科考査または実技考査のうち、どちらかが合格点に達した場合は再考査扱いとなるが、全項目受け直しとする。次回の昇級試験、又は、次回の昇級試験をやむを得ない事情で受験できない時は次々回に限り、再昇級試験を受けることができる。

(推薦による試験免除)

第34条 次のいずれかに該当する者は、資格認定局の推薦により、前条の定めによる昇級試験を免除することができる。

- ① 既に、プロダンス教師フェローJATD の認定を受けたる者で、ダンスの知識、技能及び品格が特に優れている者。
- ② 既に、プロダンス教師フェローJATD の認定を受けたる者で、当協会に多大なる貢献をした者。また、今後、当協会に於いて重責を担う者。
- ③ 特に、資格認定局が指名した者。

第7章 JATD プロダンス教師の登録

(JATD プロダンス教師の登録)

第35条 当協会は、第17条に定める認定試験修了者、及び推薦により当協会が認定した者について、JATD プロダンス教師として登録するものとする。

- 2 当協会は、前項に定める登録を受けた者に対して「JATD プロダンス教師認定証」(以下「認定証」という。)を交付するものとする。
- 3 当協会は、認定証を交付する際、JATD プロダンス教師及びダンス教授所の品位の保持等を行うため、認定証の交付を受ける JATD プロダンス教師に対して、別に定める認定教授所認定等の為の自主規制要綱に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。
- 4 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を当協会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。
- 5 当協会は、認定証の交付を受けた者を JATD プロダンス教師登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。
- 6 登録簿には次の事項を記載する。
 - ①氏名、住所、生年月日
 - ②認定番号、認定年月日
 - ③認定の理由の別
- 7 当協会は、登録簿を主たる事務所に備え付けて個人情報に該当しない事項に限り、照会等に応じるものとする。

(登録の取り消し)

第36条 当協会は、JATD プロダンス教師が偽り不正の手段により、前項に定める登録を取得したと認められる時は、当該 JATD プロダンス教師資格を無効とし、その登録を取り消すものとする。

(登録の更新)

第37条 第35条により当協会に登録された者は、別記(様式2)の登録更新申請書により、5年ごとに登録の更新を受けなければならない。

第8章 その他

(実施細則の改正)

第38条 当協会は、この実施細則を改正しようとするときは、あらかじめ理事会に報告するものとする。

附則

この細則は平成30年8月9日から施行する。

別表1講習項目

講習項目	講習時間
ダンスの理論と知識	2時間
一般常識・自主規制要綱	
リーディング又はフォローイング	2時間
ソロ・デモンストレーション	

別表2 研修記録表

住所					
氏名			生年月日	年	月 日

回数	1	2	3	4	5	6
年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
教授所名						
教授者						
教授者印						
回数	7	8	9	10	11	12
年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
教授所名						
教授者						
教授者印						

～

回数	49	50	51	52	53	54
年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
教授所名						
教授者						
教授者印						
回数	55	56	57	58	59	60
年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
教授所名						
教授者						
教授者印						

別表3 筆記考査(アソシエイト JATD)

考査項目	種 目	問 題	採 点
ダンスの理論と知識	フィガーの解説	20題	100点満点
	ダンス用語の解説	10題	50点満点
	小 計	30題	150点満点
一般常識	時事問題	5題	25点満点
	マナーの問題	5題	25点満点
	小 計	10題	50点満点
法規	日本国憲法	10題	50点満点
	認定教授所認定等の為の 自主規制要綱	10題	50点満点
	小 計	20題	100点満点
合 計		60題	300点満点

備考:フィガーの解説の出題範囲は、ベーシック・フィガーより当協会の指定するフィガーとする。

別表4 実技考査(アソシエイト JATD)

考査項目	種 目		採 点
リーディング又はフォローイング	スタンダード	ワルツ クイックステップ フォックストロット タンゴ	1600点満点 70%以上
	ラテン	ルンバ サンバ パソ・ドブレ チャチャチャ	
ソロ・デモンストレーション	スタンダード	ワルツ クイックステップ フォックストロット タンゴ	1600点満点 70%以上
	ラテン	ルンバ サンバ パソ・ドブレ チャチャチャ	

備考:

I. リーディング又はフォローイングの使用フィガー及び採点項目は次のとおりとする。

[使用フィガー] スタンダード種目、ラテン種目とも IDTA の教本に記載されている全フィガー

[採点項目]

- スタンダード種目 ①ゼネラル・インプレッション(リーディング又はフォローイング、ホールド、ポイズを含む)②リズム&タイミング③フットワーク及び足の位置
④ライズ&フォール⑤スウィング及びスウェイ
⑥アラインメント及びディレクション

- ラテン種目 ①ゼネラル・インプレッション②フットワーク(足の位置、回転量を含む)
③リズム④ポイズ&ポジション⑤フィーリング(タイミングを含む)
⑥リーディング又はフォローイング及びアーム・アクション

II. ソロ・デモンストレーションは指定アマルガメーション

[採点項目]

- スタンダード種目 ①ゼネラル・インプレッション(リーディング又はフォローイング、ホールド、ポイズを含む)②リズム&タイミング③フットワーク及び足の位置
④ライズ&フォール⑤スウィング及びスウェイ
⑥アラインメント及びディレクション

- ラテン種目 ①ゼネラル・インプレッション②フットワーク(足の位置、回転量を含む)
③リズム④ポイズ&ポジション⑤フィーリング(タイミングを含む)
⑥リーディング又はフォローイング及びアーム・アクション

別表5 点数配分

考查項目		種目	メンバーJATD	ライセンスエイト JATD フェローJATD エグザミネーターJATD	配点
学科 考查	口頭試問	スタンダード	ワルツ クイックステップ フォックストロット タンゴ	ワルツ クイックステップ フォックストロット タンゴ ヴェニーズ・ワルツ	メンバー 800点満点 ライセンス エイト以上 1000点満点 70%以上
		ラテン	ルンバ サンバ パソ・ドブレ チャチャチャ	ルンバ サンバ パソ・ドブレ チャチャチャ ジャイヴ	
実技 考查	リーディング 又は フォローイング	スタンダード	ワルツ クイックステップ フォックストロット タンゴ	ワルツ クイックステップ フォックストロット タンゴ ヴェニーズ・ワルツ	メンバー 1600点満点 ライセンス エイト以上 2000点満点 70%以上
		ラテン	ルンバ サンバ パソ・ドブレ チャチャチャ	ルンバ サンバ パソ・ドブレ チャチャチャ ジャイヴ	
	ソロ デモンストレー ション	スタンダード	ワルツ クイックステップ フォックストロット タンゴ	ワルツ クイックステップ フォックストロット タンゴ ヴェニーズ・ワルツ	メンバー 1600点満点 ライセンス エイト以上 2000点満点 70%以上
		ラテン	ルンバ サンバ パソ・ドブレ チャチャチャ	ルンバ サンバ パソ・ドブレ チャチャチャ ジャイヴ	

備考:

I. リーディング又はフォローイングの使用フィガー及び採点項目は次のとおりとする。

[使用フィガー] スタンダード種目、ラテン種目とも IDTA の教本に記載されている全フィガー

[採点項目]

スタンダード種目 ①フットワーク ②足の位置
③ライズ&フォール (T=ゼネラルインプレッション)
④リズム&タイミング ⑤ポイズ&スウィング及びスウェイ
⑥アラインメント及びディレクション

ラテン種目 ①フットワーク (回転量、足の位置) ②タイミング
③ポイズ&ポジション ④フィーリング
⑤リーディング&フォローイング及びアームアクション
⑥ゼネラルインプレッション

II. ソロ・デモンストレーションの指定アマルガメーション

[採点項目]

スタンダード種目 ①フットワーク ②足の位置 ③ライズ&フォール
④リズム&タイミング ⑤ポイズ&スウェイ
⑥アラインメント及びディレクション

ラテン種目 ①フットワーク ②足の位置 ③アラインメント
④転量 ⑤タイミング ⑥シェイピング

ダンス関係誌上等に公告する事項

1 JATD プロダンス教師認定試験・昇級試験に関する事項

- ・ 集合講習及び考査、昇級集合講習及び考査の実施日時、場所
- ・ 当日の服装、持参品
- ・ 申し込み先、受験料及び振込先
- ・ 認定集合講習中止の場合、及び連絡方法等

3受験方法の問い合わせ先

JATD プロダンス教師認定証

JATD プロダンス教師認定証

氏 名

生年月日

認定番号

技術認定級

認定年月日

上記の者は、日本舞踏教師協会の定める JATD プロダンス教師として認定します。

一般社団法人 日本舞踏教師協会
会 長 花村 英夫 印

様式1

推薦申込書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本舞踏教師協会
 会長 花村 英夫 殿

住 所

氏 名

印

生年月日

JATD プロダンス教師の推薦について

一般社団法人日本舞踏教師協会の規則、細則に基づく JATD プロダンス教師としての推薦をお願いします。

申し込み理由: _____ による。

プロダンス教師登録簿

認定番号	認定年月日	氏名	生年月日	住所	認定の種別

様式2

認定 番号	第	号
----------	---	---

プロダンス教師登録更新申請書

申請年月日 平成 年 月 日

認定番号	認定年月日	昭和・平成 年 月 日
------	-------	-------------

フリガナ 氏名	フリガナ 別名		印				
性別	男・女	生年月日	西暦・大・昭・平		年	月	日生
住所	〒 TEL() -						
本籍							
変更	住所・政令	有・無	本籍・政令	有・無	氏名・別名	有・無	紛失 有・無
	旧住所:						
	旧氏名:						
技術級 JATD 取得年月日	A・M・L・F・E		昭和・平成 年 月 日				
現在の勤務先	教授所名						
	住所						
	電話番号						
ダンス教授所以外の	勤務先						
	電話番号						
備考							写真 (2.4cm×3cm)

一般社団法人 日本舞踏教師協会

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 2-9-25 クエイクビル 2F TEL 03-6903-5480 FAX 03-6903-5485